スマートウォッチを利用した中学校での

熱中症予防システム開発業務に関する個別契約

委託者：東京都教育委員会指導部指導企画課（以下「甲」という。）と　受託者：文教大学情報学部プロジェクト演習D A17班（以下「乙」という。）とは、基本契約に基づき、次のとおりこの契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**1,本件業務名**

　スマートウォッチを利用した中学校での熱中症予防システム開発プロジェクト

**2,契約形態**

　準委任契約

**3,本件業務内容**

　スマートウォッチを利用した中学校での熱中症予防システム

**4,本件業務に係る甲・乙の役割分担**

甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な進行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要である、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

**5,本件業務の実施開始日及び実施期間**

　実施開始日 2024年4月10日から2024年12月18日とする。

**6,作業スケジュール**

5月：書類作成、プロジェクト調査

　6月：プロジェクト調査

　7月：夏季休暇の計画　以後技術習得期間

　8月：夏季休暇中の活動報告、システム開発

　9月：システム開発

　10月：システム開発

　11月：システム開発、システムテスト

　12月：システム完成

**7,委託料**

　総額2000万円

**8,委託料の支払条件**

　甲の帰責事由なく仕事が完成できない場合または仕事の完成前に契約が解除された場合、乙は、その仕事の結果の可分な部分について、甲が受ける利益の割合に応じて委託料を請求できる。

**9,納品物**

　乙は甲乙間で決定した期日までに、甲の指定する方法で納品物を納品するものとする。

* 作業範囲記述書
* スコープ計画書
* WBS
* 時間計画
* コスト計画書
* 品質計画書
* リスク計画書
* コミュニケーション計画書
* チーム成果物

（スマートウォッチを利用し中学校での熱中症予防システムの実行プログラム：

生徒のウェアラブル端末とタブレット端末を使った熱中症予防システム、ソースコード、仕様書、設計書、テスト報告書など）

**10,特記事項**

　1.秘密情報に係わる一切の権利及び利益は、その開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示により、当該秘密情報に係わる知的財産権その他一切の権利又は利益が相手方に譲渡されるものではなく、実施許諾、使用許諾その他いかなる利益も相手方に与えられる物ではない。期限は2034年4月10日までとする。

　2.甲及び乙は、本契約により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではないことを相互に確認する。

以上の証として、本書作成の上甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

2024年4月10日

甲：東京都教育委員会指導部指導企画課

乙：文教大学情報学部プロジェクト演習D A17班